暮らしのミカタ 弁護士相談室

第2回

10年経過後の遺産相続 原則、法定相続分で分割

入江・置田法律事務所
置田 浩之弁護士

「長期間経過後の遺産分割の見直し」

今年4月1日に施行された改正民法(改正法)で、「長期間経過後の遺産分割の見直し」が行われました。相続が始まり、10年を経過しても遺産分割がまだ終わっていないと、以後は遺産分割協議の際に特別受益や寄与分の主張を行うことが原則できなくなります。

Q 亡父所有の土地の相続人は兄弟3人です。遺言書がない上、不仲で遺産分割協議ができず、9年半経過しました。今年、民法改正があり、長男の私はすぐ家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てるのか、10年が経過するのを待つのか悩んでいます。尚、私は父から自宅の建築資金として1千万円贈与を受けています。

A 旧民法では、相続開始から10年が経過しても法律的には問題はなく、兄弟3人の法定相続分は各3分の1になります。

しかし、この事案では、長男が、結婚したのを機に家族で住むための自宅を建てることとなり、その建築資金として、父から1千万円の生前贈与を受けています。この金額が特別受益とされると遺産に持戻し計算され長男の相続分が少なくなってしまいます。

これに対して、改正民法は、相続開始から10年を経過した後に遺産分割を行う場合、特別受益に関する規定は適用されないことになりました。

改正された理由は、相続開始後に長い間放置されてしまうと証拠の散逸などで「具体的相続分(※)」の主張が困難になりますし、利益を主張する人に一定の期間制限を課しても他の制度と比較して不合理とはいえないためです。(※亡くなるまで介護していたなどの個別の事情を考慮した遺産の取り分)

本事案はお父さんが遺言書を作成せずに亡くなっていますので、改正民法では死亡から10年が経過すれば、兄弟3人は法定相続分で遺産分割を行うことになります。したがって、お父さんから生前贈与を受けた長男は、お父さんの死亡から10年が経過するのを待って遺産分割調停を申し立てるべきとなります。

Q 10年の期間制限が適用できないこともありますか。また、いつから施行され、経過措置はあるのでしょうか。

A 「(相続開始後)10年が経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたとき」や「(同)10年の期間満了前の6カ月以内に、遺産分割の請求ができない「やむを得ない事由」が相続人にあった場合は、10年の期間制限は適用されません。ただし、後者はその事由が消滅したときから6カ月以内に、その内容に該当する相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしなければなりません。

「やむを得ない事由」の例としては、相続開始から10年経過後に相続人となった場合などで、単に相続人が「病気療養中」とか「海外に居住していた」などは含まれないと解釈されます。

施行日は令和5年4月1日です。この規定は、施行日前に相続が開始した遺産分割にも適用されますが、経過措置があって、5年の猶予期間を設けています。

例えばお父さんが平成30年1月31日に亡くなられると、令和10年1月31日で10年を経過することになります。しかし、改正法の施行日(5年4月1日)から5年の期間が満了するのは10年4月1日です。そのため、お父さんの相続について改正法が適用されるのは10年4月1日からとなります。

個々人の事案は千差万別であり法律の専門家である弁護士にまず相談することが大切です。

(次回は財産管理制度の創設)

おきた・ひろゆき 東京大学大学院修了後、銀行勤務を経て大阪大学法科大学院修了。2009年から大阪で弁護士活動開始。12年、税理士登録。遺産相続業務を専門分野とし、遺言書・法定後見・信託などの生前対策業務、遺産分割協議・調停・審判・訴訟などの紛争業務をトータルにサポート。
☆入江・置田法律事務所
大阪市阿倍野区旭町1の2の7の411
TEL 06・6556・6613

PR 〈企画・制作〉産経新聞社メディア営業局